

給水栓における水質の検査

番号	検査事項	判定基準
1	臭気	異常な臭気が認められないこと。
2	味	異常な味が認められないこと。
3	色	異常な色が認められないこと。
4	色度	5度以下であること。
5	濁度	2度以下であること。
6	残留塩素	検出されること。
備考	1～6の項に係る検査においては、あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水に入れ替わるまで放流してから採水すること。 1、2、4及び5の項に係る検査については、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)の例によること。 なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。 3の項に係る検査については、無色透明のガラス製容器(約200ml入り)に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で黒色紙、白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。 なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。 6の項に係る検査については、水道水の長期間の滞留、水槽又は管の汚れ、汚水の混入による汚染等により残留塩素が消費されることに着目したものであり、検出されない場合には、その原因の究明に努めるとともに、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水についても検査すること。	